

○中野市下水道条例

平成17年 4 月 1 日条例第163号

(下水道使用料の額)

第23条 下水道使用料の額は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量（以下「汚水量」という。）に応じ、別表第 1 に定める基本料金に超過累進方式により算出して得た超過料金を加えて得た額とする。ただし、使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合における最初又は最後の使用月の基本料金については、1 使用月分として算定する。

2 前項の額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第 1（第23条関係）

下水道使用料

(1 使用月につき)

区分	基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
	汚水量	金額	汚水量	金額
一般汚水	10m ³ まで	円 1,595.00	10m ³ を超え20m ³ まで	円 198.00
			20m ³ を超え30m ³ まで	220.00
			30m ³ を超え50m ³ まで	248.60
			50m ³ を超え100m ³ まで	272.80
			100m ³ を超え300m ³ まで	279.40
			300m ³ を超え500m ³ まで	288.20
			500m ³ を超えるもの	303.60
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	61.60		

備考 1 「一般汚水」とは、一般家庭、事業場等から排除される汚水（公衆浴場汚水を除く。）をいう。

2 「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）第 2 条第 1 号に規定する普通公衆浴場から排除される汚水をいう。